

保育所等における新型コロナウイルスへの対応方針

**基本方針：幼稚園、保育施設、一時預かり施設、子育て支援施設は通常通り開所とする。
放課後児童クラブ、地域子ども教室もこれに準ずる。**

留意点

- ① 児童・職員は登園・出勤前に検温する。
- ② 発熱（37.5度以上）や呼吸器症状が認められる場合には、「児童については利用を断る」、「職員は出勤停止」の対応とする。
- ③ 保育所等において発熱、呼吸器症状が出た場合は、降所・退勤とする。

保育施設等で、児童・職員のうち1名でも感染した場合

児童・職員の同居家族が感染した場合

一時預かり施設の利用児童が1名でも感染した場合

子育て支援施設の利用児童が1名でも感染した場合

【対象施設 154施設】

公立保育所25施設、民間認可保育所47施設、認定こども園3施設、幼稚園31施設、認可外保育所48施設

【対象施設 14施設】

ニコニコこども館、北部・西部子育て支援C、公立保育所2施設、民間保育所等9施設

【対象施設 5施設】

ニコニコこども館、東部・西部・南部・北部子育て支援センター

当該施設は最低14日間閉鎖

当該保育施設は閉鎖期間中に消毒を実施

施設閉鎖期間中、児童・職員の健康調査等の実施

当該児童は14日間登園禁止
職員は14日間出勤停止

当該保育施設は1日閉鎖し、消毒を実施

感染していない児童について、施設職員による健康調査の実施

感染していない職員については、セルフチェックを実施

当該施設は最低14日間閉鎖

※一時預かり施設、保育所、子育て支援施設が併設又は近接している場合は、いずれかの施設で感染が認められた際は、両施設を閉鎖とする。

当該施設は閉鎖期間中に消毒を実施

施設閉鎖期間中、児童・職員の健康調査の実施

消毒、健康調査等による安全確認後、開園